

山北町

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 【ダイジェスト版】

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害のある方の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「山北町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、近年の国の障害者支援関連の計画・法令の策定・改正状況をも踏まえつつ新たに令和3年度を初年度とした山北町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定することとしました。

2 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

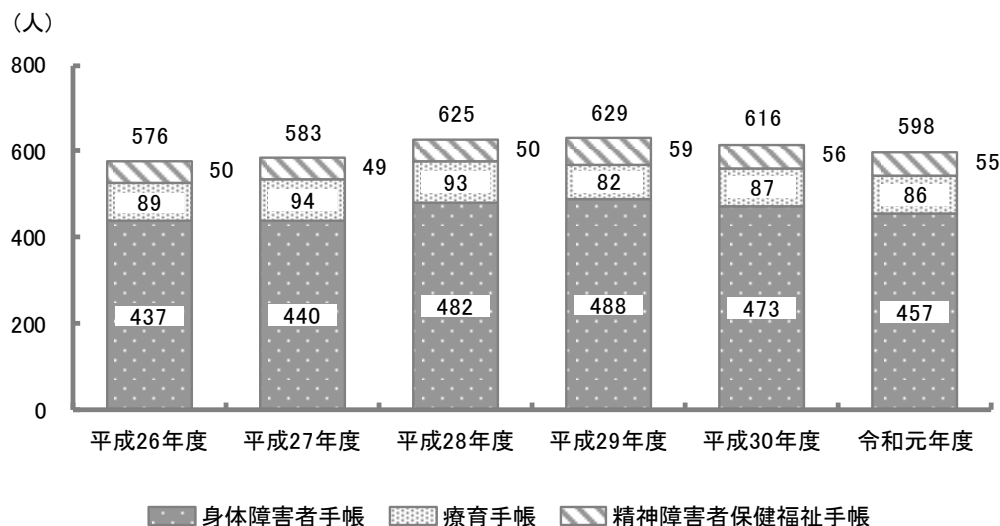
3 障がいのある方の現状

① 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しており、令和2年4月1日現在457人となっています。

また、療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減を繰り返しており、それぞれ令和2年4月1日現在86人、55人となっています。

障害者手帳別所持者数の推移

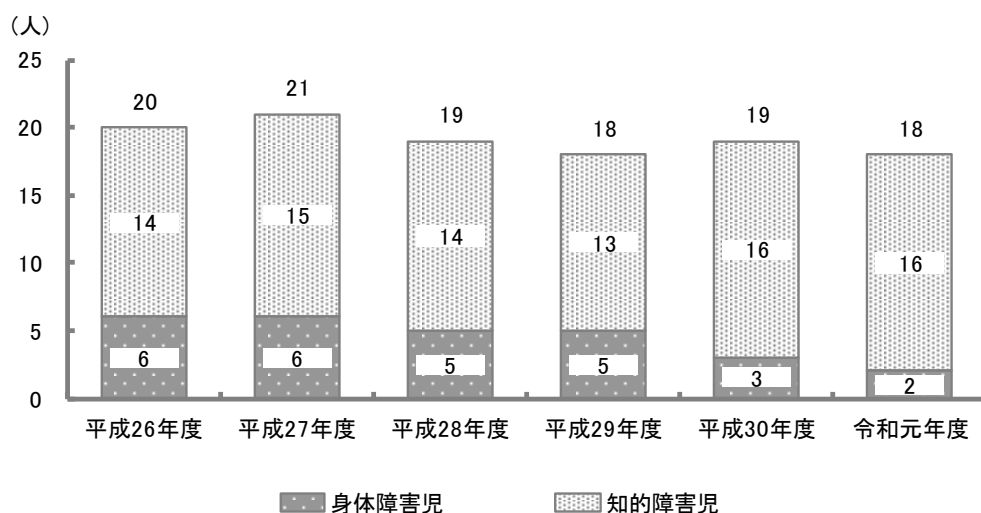


資料：福祉課（各年4月1日現在）

② 障がい児の状況

障がいのある児童の推移をみると、身体障がいのある児童は、令和2年4月1日現在2人で、減少傾向にあります。知的障がいのある児童は、令和2年4月1日現在16人で、増加傾向にあります。

障がい児の推移



資料：福祉課（各年度末現在）

4 計画の基本理念

第6期山北町障害福祉計画・第2期山北町障害児福祉計画では、下記の4つの基本理念を掲げ、取り組みを推進していきます。

(1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別・状況によらない充実した支援の提供

障がいのある方が地域で障がい種別や特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス提供の充実に取り組みます。また、発達障がいや高次脳機能障がいのある方については、精神障がいのある方に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている等、制度の周知に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題への対応や、障がいのある方の生活を地域全体で支えるため、企業や福祉施設、関係機関等の地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな成長のための切れ目のない支援体制の構築

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期の健診等による早期発見から就学中の教育的支援、卒業後の地域での生活支援や就労への移行支援まで、一貫して効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設から入所者の地域生活への移行

成果目標	
令和5年度末の施設入所者数	15人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回

※引き続き、令和5年度末までに圏域内で協議の場の設置に向けて検討に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2回	2回	2回

※令和2年度下半期から試験的運用を開始、検証及び検討作業を併せて実施しています。

引き続き、令和5年度末までに圏域で整備するとともに、スタートした事項についてはPDCAに基づき検証と検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	
令和5年度における一般就労移行者数	1人
令和5年度における一般就労移行者数(就労移行支援)	4人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1人
令和5年度における一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	70%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和5年度末に基幹相談支援センターを設置、今後さらに機能及び内容の充実を図る。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

成果目標	
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	山北町障害福祉ネットワーク運営委員会の活用やHP等で周知を図っていく。

6 障がい福祉サービスの見込量と方策

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人分	17	10	6	10	14	17
	時間分	191	177	136	177	200	250
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	18
同行援護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	10
行動援護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	4
重度障害者等包括 支援	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	10

② 見込量確保の方策

- 今後、ニーズに応じてサービスを確保できる体制を整えながら利用時間の増加を目標にサービスの質の向上に向けた事業者の育成を県や圏域の行政と共に図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人分	47	44	38	44	45	47
	人日分	856	855	777	855	890	917
自立訓練 (機能訓練)	人分	1	1	0	1	1	1
	人日分	8.4	19	1	19	19	19
自立訓練 (生活訓練)	人分	3	1	1	1	2	3
	人日分	30	6	8	6	20	27
就労移行支援	人分	5	3	2	3	4	5
	人日分	28	36	36	36	40	50

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 (A型)	人分	1	1	1	1	2	3
	人日分	20	21	21	21	42	63
就労継続支援 (B型)	人分	37	29	29	33	36	39
	人日分	415	406	445	460	470	483
就労定着支援	人分	1	1	2	2	2	3
療養介護	人分	4	3	3	3	3	4
福祉型短期入所	人分	17	8	3	5	10	17
	人日分	25	29	17	20	40	53
医療型短期入所	人分	2	0	0	0	1	2
	人日分	3.8	0	0	0	2	4

② 見込量確保の方策

- 生活介護について、現状の利用実績を確保しつつ、特別支援学校卒業者など新規利用者を見込みながら、利用希望のある方々に支障がないよう、体制整備に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）について、機能訓練を実施する事業者が町内にはないため、事業者の広域的な確保と周知に努めます。
- 自立訓練（生活訓練）について、地域生活への移行促進に伴い、精神科病院の長期入院患者の退院促進も進む見込みのため、利用者の見込値を増やしています。
- 就労移行支援について、今後、サービスの提供体制を整備して1人あたりの利用日数の増加を目指します。
- 就労継続支援A型について、近隣に実施している事業所が少ないため、見込みを立てるのが難しい現状にあります。しかし、国の基本指針と成果目標に基づき、利用者の増加を見込んでいます。
- 就労継続支援B型について、工賃の向上を図りつつも、生きがいや社会的役割を確保するなど、多様な働き方が求められており、町も推進に努めます。
- 就労定着支援について、圏域内で就労に関する支援や職業教育等に携わっている事業所を見直し、今後のサービス提供体制について協議を進めます。
- 療養介護について、今後も現状維持に努めます。
- 医療型の短期入所について、医療的ケアを伴う方が利用できるよう、医療機関等とも連携していくよう努めます。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	日分	25	21	17	17	16	15
共同生活援助	人分	14	14	17	18	20	23

② 見込量確保の方策

- 施設入所支援について、成果目標に沿う形で、地域生活への移行促進とともに利用者が減る見込みを立てていきますが、地域や施設の実情に合わせて一定の利用量を見込んでいきます。
- 共同生活援助施設入所から地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要増が見込まれるため、同施設の整備に努めるほか、障がいのある方のニーズの状況を勘案し、施設入所支援サービスの提供事業所の確保を検討します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人分	83	81	97	98	104	110
地域移行支援	人分	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 現在、周辺地域における相談支援事業所数が少なく、飽和状態となっています。この現状を受け、地域自立支援協議会等でニーズのある障がいのある方々に対し不足が生じないよう、調整・検討を行っていきます。
- 指定地域相談支援についてはこの地域では事例が少なく、受け入れられる事業所も少ない現状にあります。今後、精神科病院等からの地域移行者が増えてくることが見込まれるため、周辺自治体・相談支援事業所とともに体制整備に努めます。

7 障がい児福祉サービスの見込量と方策

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人分	5	7	6	7	8	9
	人日分	30	51	59	51	60	70
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	16
	人日分	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人分	10	10	12	13	14	16
	人日分	138	142	169	182	196	224
保育所等訪問支援	人分	1	0	0	1	1	1
	人日分	1	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人分	11	21	18	19	20	21

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援について、利用者のニーズに合わせて実施できる体制を整備できるよう、近隣市町と協議を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援について、対象となる児童の利用を見込んだ上で、支援体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについて、今後も利用者の増加を見込んでおり、成果目標となっている支援体制の確保も含めて近隣市町と協議を進め、サービスを実施できる事業者の拡充を検討していきます。
- 保育所等訪問支援について、町単独での実施は困難ですが、広域的な実施体制では定期的な訪問が難しくなります。今後、支援にあたる専門員の教育を含め近隣市町で協議を進めます。
- 障害児相談支援について、セルフプランの利用者がいるため、今後は専門員による計画案の作成、モニタリングの活用につけていきます。

8 計画の進捗管理

計画期間中の各年度の見込値に対する実績を比較・検討し、各計画の目標及び方針に係る見直しを令和5年度末までに行います。

計画期間中の進捗管理は、PDCAサイクルの手法に即して、各年度に「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」内で点検・評価を行っていきます。